



Title	イギリス近世のコモンズ・ガバナンスに関する一考察：イングランド南西部及び中部のフォレスト地域を中心に [全文の要約]
Author(s)	乾, 秀明
Citation	北海道大学. 博士(文学) 乙第7068号
Issue Date	2019-03-25
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/74068">http://hdl.handle.net/2115/74068</a>
Type	theses (doctoral - abstract of entire text)
Note	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。
Note(URL)	<a href="https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/">https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/</a>
File Information	Hideaki_Inui_summary.pdf



[Instructions for use](#)

# 学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 乾 秀 明

## 学位論文題名

イギリス近世のコモンズ・ガバナンスに関する一考察  
— イングランド南西部及び中部のフォレスト地域を中心に—

本論文は、「囲い込み」を共同利用資源の救貧機能やその管理運営の終焉と看做すべきではなく、囲い込みによる「コモンズの衰退」のテーマの理解において、信託制度という観点を含めるべきであると提唱するものである。

本論文では、先行研究が残した課題、即ち、フォレスト法解除に伴う囲い込み後の共同権の喪失の補償として提供された信託地を、差異を抱える多様な社会的アクターがいかにして共同性を構築しながら共同利用資源としてその救貧機能を存続させることができたのか、またイギリスのコモンズに対する歴史研究に内在する非制度化された共同利用資源という認識枠組みをどう転換させるのか、そして最後に、オストロムのコモンズ理論にある2つの課題である「集合行為のプロセスを通じて再形成あるいは再機能化されるコモンズの創造的潜在能力」と「コモンズの持続可能性に関わる外部勢力との関係性」をいかに実証するかについて、慈善信託制度を媒介にした信託地管理に内在する受益者のエクイティ上の権限と受託者のコモン・ロー上の権限という所有権の二重化の理論を援用しながら、イギリス近世におけるフォレスト法解除後のコモンズの救貧機能の再形成の事例を手掛かりに考察した。

まず第I部の第1章では、分析対象地域における人口増加の程度や富の分配の変化を教区簿冊や炉税課税簿などの分析から明らかにするとともに、貧困の程度と救貧税を基盤とした公的救貧の役割について貧民監督役会計簿を中心に分析し、イングランドにおいて囲い込みが進展するなかでコモンズの再形成が求められた社会経済的背景について考察した。その結果、臨時税課税簿および炉税課税簿の比較分析によって明らかになった社会構造の変化は、貧困を経験した多くの人々が労働する階層の構成員であり、このことはまさに極貧がほぼ誰にでも起こりえる、農村社会がセイフティ・ネットを欠いた社会であったことを示唆するものであること、そしてまさにこうした社会構造の変化から生じる社会不安が、貧しい住民らをしてコモンズの救貧機能の再形成を要請した社会的背景にあったことを明らかにした。また、貧民監督役会計簿の分析では、救貧税を基盤とした教区による不定期給付が、貧困世帯の全ての生活維持費を提供したというよりも、むしろ貧困世帯の所得を補完することを意図されたものであり、これは当時の救貧政策の根底にある、「軽貧困」の状況下での「貧困の効用」と労働の「規律化」という教区エリート層の価値指向性を顕在化するものであったこ

とを明らかにした。次に第2章では、コモンズの救貧機能の再形成の要求が地域経済における共有資源の存在様式に規定されたと推測されることから、フォレスト周辺地域における農業システムについて概観した。その結果、対象地域における農業システムは概ね酪農業であって、耕地及び採草地の保有規模が極めて零細であった当該地域の農業従事者は、家族労働で経営されている酪農業への従事、小規模農家での農繁期の収穫、干草づくり等といった季節性の高い農作業に従事する不安定な農業雇用形態に依存していたことを明らかにした。研究史によれば、当該地域のような森林牧畜地域の教区では、男女を問わず酪農業と織物業関連の副業との複合経営が一般的な形態であって、こうした不安定な雇用形態が農村工業への従事によって補完されていたことから、第3章では二つのフォレスト地域の中でも残存する史料が豊富で産業構造の一端を伺えるギリングム・フォレスト地域において発展した亜麻織物産業について考察した。その結果、亜麻織物産業の生産形態の詳細な分析により、不安定な農業雇用形態に依存する農業従事者とその安価な労働力の供給先としての当該フォレスト村落の被救済民産業たる亜麻織物産業との結合の一端を明らかにした。

第II部では、貧しい住民による「落ち穂拾い」の慣習と「矯正院」の設立及び管理運営に関わる係争を中心に、多様な社会的アクターによる行為主体性や様々な社会的結合関係の淵源たるイギリス近世農村社会を貫く通奏低音としてあった「政治の社会的深化」を媒介とした政治文化の特徴について考察した。その結果、第4章では、ドーセットシャーにおける「落ち穂拾い」に関わる訴訟のプロセスが、地方における官僚的国家システムへの統合のプロセスを示すだけでなく、地方における統治への中間層の参加を示すひとつの事例を提供するものであったことを明らかにした。その中で、「落ち穂拾い」の規制に関わる係争をもとに、治安判事が、「落ち穂拾い」を慣習的権利であると主張する労働貧民の行為主体性と、制定法にある怠惰の撲滅と労働の奨励や法廷賃金で働く労働貧民の権益の保護、そして聖書の教義に基づく貧民救済の宗教的レトリックを対置させて、慣習的権利を資格化の問題に転換させる施策を正当化しながら、中間層を人的物的に動員する社会的安定を追求するイギリス近世農村社会における政治文化の一つの態様を明らかにした。また、第5章では、南西部ドーセットシャーにおけるクランボーン矯正院設立の請願運動、並びにドーチェスター矯正院における横領事件に関する四季法廷及び巡回法廷を通じた利害関係者間の交渉のプロセスを考察した。その結果、矯正院設立の請願および横領事件に関わる訴訟が、中間層を政治的に動員していく回路を形成しながら、社会福祉政策の実現や転換を図る原動力になったことを明らかにした。

第III部第6章では、ギリングム・フォレストのフォレスト指定解除に伴う困り込みによって、共同権の喪失の補償として導入された慈善信託制度を媒介とした、17世紀半ばから18世紀はじめのコモンズの救貧機能の再形成のプロセスを、1703年財務府裁判所特別委員会の係争の分析を中心に考察した。その結果、ミア教区の貧しい住民らによる要請によって共同権の補償として導入された慈善信託制度が、受益者となった貧しい住民らに、受託者に信託地の管理運営と信託基金の分配の権限を執行させ、不適切な管理運営及び分配に対しては責任追及するエクイティ上の権限を付与したことにより、貧しい住民らをして、他の教区民あるいは教区エリート層といった利害関

係者らの支援を取り付けながら、「下からの」モニタリングによる持続可能な共同利用資源の管理運営を可能にさせたことを明らかにした。この貧しい住民らによるエクイティ上の権限を媒介とした、「下からの」モニタリングを通じた管理主体への利害関係者の拡大のプロセスは、結果的に寡頭制によるコミュニティ・ガバナンスの失敗を回避し、信託によって設立された法人格なき団体「カンパニー」と受益者らのエクイティ上の権限がせめぎ合う交渉の場を形成した。この意味で、本章は、当該フォレスト村落の差異を抱える多様な社会的アクターが、信託地の管理運営の共通ルールに基づくコモンズ・ガバナンスの持続可能性に向けた共同性を構築していったことを例証するものであった。また、本章のケース・スタディは、イギリスのコモンズに対する非制度化された共同利用資源という研究史における認識枠組みを転換させるものであったといえよう。何故ならば、本論文にけるコモンズの救貧機能の再形成の事例は、受益者のエクイティ上の権限によって利用者が主体となって資源の持続可能性に向けた管理を担う、セルフ・ガバナンスを可能にさせる制度化された共同利用資源の一形態を示すものであったからに他ならない。

続く第7章では、前章と同様にギリングム・フォレストを対象に、まずギリングム・フォレスト・チャリティ会計簿と貧民監督役会計簿との比較分析から慈善信託基金の経済的重要性について考察した。その結果、慈善信託による一人当たりの受給額が、救貧税を基盤とした公的救貧給付の受給額の2倍に相当し、その多くが生涯にわたって一回から五回受給するに過ぎなかったことから、慈善信託基金による救貧給付は、所得の持続的な賃金助成というよりも、むしろ緊急の「橋渡しの」所得であって、労働貧民世帯にとって短期的な経済支援という意味で重要な役割があったことを明らかにした。次に、1703年財務府裁判所特別委員会における受託者による借地人選定に関わる係争についての考察では、借地人の入札に関わって、受託者らが泥灰土の利用による土壤改良を実施して借地料を上回る収益が確実に見込まれる人間を借地人として選定していたことを明らかにした。即ち、このことは、フォレスト法解除の共同権の補償のために導入された慈善信託制度が、土壤改良による「市場」を通じた収益の私的領有と収益の一部（借地料）の収用という基盤によって支えられており、受託者らは信託地の管理運用と分配といったコモン・ロー上の権限を行使する上で、借地人の選定が何よりも優先事項であったことを示すものであった。以上のように、財務府裁判所特別委員会を通じた1703年係争は、慈善信託基金の保証のために土壤改良による借地料の安定的供給が借地契約更新の焦点であったことを明らかにするものであったこと、そして係争そのものが、貧しい住民の主体性とそれを支援する教区エリート層など様々な異質性の協働による「共同性」を構築する場を提供したこと、そして最後に、その係争のプロセスを通じて、共同性の構築が係争に参加した利害関係者を統治の受動的客体ではなく、むしろ能動的な自主統治を促す行為主体として位置づけ、コモンズ・ガバナンスに参画する構成員として貧しい住民を取り込む統治のからくりがあったことを明らかにするものであった。

第8章では、前章までの考察の多くがドーセットシャー並びウィルトシャーといったイングランド南西部のフォレスト地域に関わるコモンズ・ガバナンスについての分析を試みてきたことから、こうしたコモンズの救貧機能の再形成に関わる考察の空間

的な間隙を埋めるために、イングランド中部バッキンガムシャーのバーンウッド・フォレストにおいて実施されたフォレスト法解除に伴うコモンズの消滅と、慈善信託制度の導入によるコモンズの救貧機能の再形成及び再機能化に焦点を当て、少なくとも19世紀後半まで存続した信託地「貧しき者の放牧地」の管理運営に関わるコモンズ・ガバナンスについて、フォレスト村落の貧しい住民の役割と利害関係者の共同性の構築の観点から考察した。その結果、慈善信託制度の導入後、杜撰な管理運営による「入会地化」によってコモンズの救貧システムが機能不全に陥る中、受益者たる貧しい住民が受託者らの不適切な管理運用に対して提訴することで、財務府裁判所などの国家機関や治安判事並びに彼らが主宰する四季法廷などの地方司法行政機関といった外部勢力との集合行為により、コモンズの救貧システムが再機能化されていったことを明らかにした。

続く第9章では、前章と同様にバッキンガムシャーのバーンウッド・フォレストの「貧しき者の放牧地」に関わる信託業務の会計係として携わった受益者でもある一人の貧しい寡婦に着目し、これまで史料の欠落・不足所以に研究史において十分に照射されてきたわけではない救貧給付の多くを享受した寡婦のコモンズ・ガバナンスにおける役割について考察した。その結果、受益者たる貧しい住民であり、且つ受託者の業務を補佐する立場にあった貧しい寡婦ティッパーのコモンズ・ガバナンスにおける両義性が、受益者たるエクイティ上の権限を行使することで得られる、受益者としての権益を上回る利益の享受への合理的専断と受益者間にある利害の多様性を披瀝するとともに、受託者による信託業務を有利に展開するための貧しい住民の人的ネットワークの取り込みといったコモンズ・ガバナンスの本質を浮き彫りにした。

最後に補論では、これまでの研究史におけるイギリスの非制度化されたコモンズといった認識枠組みに対する反証として、ギリングム・フォレストに隣接した共同採草地カンバー・ミードの事例を中心に考察した。その結果、マナーに属する保有農個人々の短期的な利害に優先する農業システムに規定された地方固有の地の共有化という長期的展望が、領主層によるマナー規制に関わる保有農への権限移譲を通じたコミュニティ内の互惠関係を構築し、ルールと制裁、そして何よりも共同管理に係る意思決定にコモンズの利用者が主体的関与していった、いわばコモンズのセルフ・ガバナンスと結合した制度化を可能にしたことを明らかにした。

以上、本論文は、「コモンズの衰退」の議論に、フォレスト法解除に伴う囲い込みによって喪失した共同権の補償として導入された慈善信託制度の観点を含めることで、受益者たる貧しい住民らが主体となって、財務府裁判所といった国家機関や、治安判事および四季法廷だけではなく教区エリート層といった地方の司法行政組織と共同で慈善信託基金となる土地を管理し、市場を通じた土地からの収益(借地からの借地料)によってもたらされる慈善信託基金を基盤として、数世紀にわたって持続可能なイギリス近世農村社会における社会福祉政策を実施する、国家、地域コミュニティ、そして市場間の集合行為を可能にさせる資源ガバナンスの新たなモデルを提供するものであった。